

三豊市緊急輸送道路沿道建築物耐震対策支援事業

市は、地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を防ぎ、避難や救援救急活動、救急物資の輸送等の機能を確保するため、国・県の制度を活用し、緊急輸送道路沿道の共同住宅・建築物の耐震診断、耐震補強設計、耐震改修、建替えを行う方に補助金を交付します。

〇市の補助制度の概要

(1) 補助対象建築物等

- (ア) 昭和56年5月31日以前に着工した民間の共同住宅・建築物で、地震により倒壊し、緊急輸送道路を閉塞するおそれのあるもの
- (イ) 建築基準法の規定に適合しているもの
- (ウ) 耐震補強設計、耐震改修、建替えを行う場合は、耐震診断の結果、倒壊の危険性等があると判断されたもの
- (エ) その他補助対象要件は表1による。

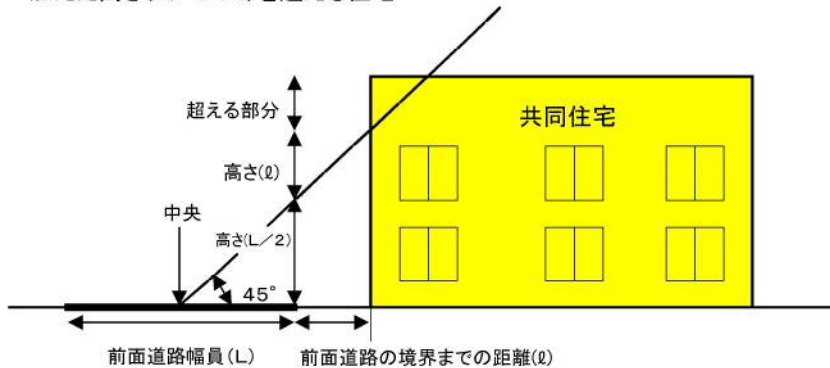
【表1】

| | |
|------|--|
| 共同住宅 | 以下の要件に該当するもの 高さが、当該部分から前面の緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路の幅員の1/2に相当する距離を加えたものを超える共同住宅。(下図1参照) |
| 建築物 | 以下の全ての要件に該当するもの (A) 住宅を除く建築物及びマンション(共同住宅のうち耐火構造又は準耐火構造であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が3階以上のもの) (B) 耐震改修促進法第6条第3項の政令で定める建築物(下図2参照) |

※ただし、枠組壁工法、丸太組工法及び大臣等の特別な認定を得た工法によるものは除く。

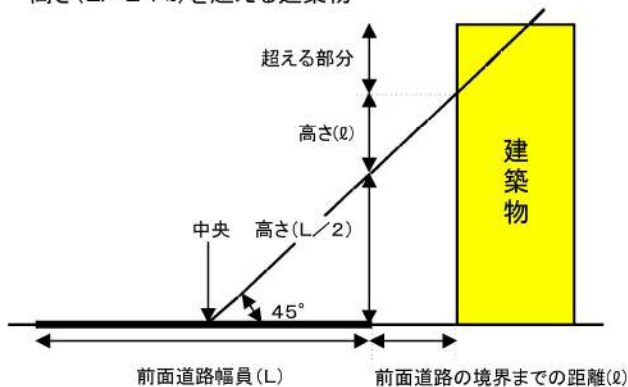
【図1】共同住宅の場合

前面道路の幅員(L)の1/2に前面道路の境界までの距離(ℓ)を加えた高さ(L/2+ℓ)を超える住宅



【図2】建築物の場合

① 前面道路幅員が12mを超える場合は幅員(L)の1/2に前面道路の境界までの距離(ℓ)を加えた高さ(L/2+ℓ)を超える建築物



② 前面道路幅員が12m以下の場合は6mに前面道路の境界までの距離(ℓ)を加えた高さ(6+ℓ)を超える建築物

